

**報道発表****浜松市内における地下水環境基準の超過について**

水質汚濁防止法第15条の規定に基づき、市内の地下水水質を把握する目的で定期的に実施している地下水調査の結果、下表のとおり地下水の環境基準を超過する硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出されました。つきましては、検出地点から半径500mを調査範囲(※1)とし、地下水水質調査を実施します。

地区名	検出項目	検出値	基準値(※2)	採水日	調査範囲(※1)
浜名地区	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	11mg/L	10mg/L以下	R6.6.10	検出地点から 半径500m

※1) 地下水質モニタリングの手引きによる

※2) 地下水環境基準、水道水水質基準ともに同一

**1 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について**

硝酸化合物及び亜硝酸化合物として、肥料などに使用されています。

健康影響として、乳幼児においてメトヘモグロビン血症によるチアノーゼが知られています。

**2 調査の方法**

環境基準を超過した地点の周辺で、調査対象地域の皆様に「水質調査のお知らせ」を配布し、地下水の調査を実施します。

**3 住民へ呼びかける注意事項**

水質調査のお知らせが配布された世帯の方は、検査結果が出るまでは地下水を飲用することは避けてください。特に乳幼児については飲用を避けてください。

なお、今回検出された物質は沸騰させても除去できません。

**4 原因**

現在のところ、基準値を超過した原因は不明です。

**5 問合せ窓口**

井戸水の飲用に関すること	保健所浜北支所	585-1398
健康に関すること	浜名健康づくりセンター	585-1120
上水道の安全性に関すること	北部上下水道課	525-6085
調査に関すること	環境保全課	453-6144